

福岡県公報

令和7年9月19日
第 631 号

目次

告 示（第555号－第560号）

○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	（漁業管理課）	1
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請	（環境保全課）	2
○道路の占用の制限	（道路維持課）	4
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	（都市計画課）	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	（下水道課）	5
公 告		
○令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施	（工業保安課）	5
○意見募集の結果の公示	（水田農業振興課）	6
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	（警察本部教養課）	6
○落札者等の公示	（教育庁施設課）	6
○落札者等の公示	（教育庁施設課）	7
○開発行為に関する工事の完了	（開発・盛土指導課）	7
○行政書士に対する懲戒処分	（行財政支援課）	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	8
○一般競争入札の実施	（建築都市総務課）	8
○一般競争入札の実施	（建築都市総務課）	14
○一般競争入札の実施	（建築都市総務課）	21

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の取消の報告（行財政支援課）	27
-----------------------------------	----

公安委員会

○福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	（警察本部教養課）	27
○意見募集の結果の公示	（警察本部教養課）	27

雑 報

○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	28
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	28
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	29
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	29
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	30
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	31
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	31
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	32
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	32
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	33
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	34
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	34
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	35
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	35
○西日本宝くじの発売	（財 政 課）	36

再 掲

○災害救助法による救助の開始	（福祉総務課）	36
----------------	---------	----

告 示

福岡県告示第555号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用す

る同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字新田 大川市大字九網	江口 三千年 古賀 明展	大川市漁業協同組合の地区のうち 旧上新田漁業協同組合の地区 (特定のり上新田加入区)	のり養殖業
柳川市南浜武 〃	大淵 俊春 荒巻 実	浜武漁業協同組合の地区 (特定のり浜武加入区)	のり養殖業
柳川市大浜町 柳川市有明町	今村 克博 江口 博光	両開漁業協同組合の地区 (特定のり両開加入区)	のり養殖業
柳川市久々原 柳川市上宮永町	太田 幸吉 古賀 勝則	柳川漁業協同組合の地区 (特定のり柳川加入区)	のり養殖業
柳川市大和町皿垣開 〃	松藤 正勝 西田 典広	皿垣開漁業協同組合の地区 (特定のり皿垣開加入区)	のり養殖業
柳川市大和町豊原 柳川市大和町明野	田島 房儀 渡辺 剛	有明漁業協同組合の地区 (特定のり有明加入区)	のり養殖業
みやま市瀬高町河内 柳川市大和町鷹ノ尾	西田 登 古賀 和彦	山門羽瀬漁業協同組合の地区 (特定のり山門羽瀬加入区)	のり養殖業
みやま市高田町永治 みやま市高田町徳島	坂井 剛修 桑野 勝雄	高田漁業協同組合の地区 (特定のり高田加入区)	のり養殖業
大牟田市北磯町 大牟田市手鎌	田中 成春 西田 大輔	手鎌漁業協同組合の地区 (特定のり手鎌加入区)	のり養殖業

福岡県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱980の4
- 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第557号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和 7 年 9 月 19 日から令和 7 年 10 月 10 日までの間、福岡県環境部環境保全課及び荍田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 長木 哲朗

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡荍田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社荍田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）	
能力		20分／個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	－	5,200以下
	化学的酸素要求量（mg／L）	－	6,000以下
	浮遊物質（mg／L）	－	500以下
	窒素含有量（mg／L）	－	1,290以下
	りん含有量（mg／L）	－	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	－	12,000以下
	大腸菌数（CFU／mL）	－	30以下
	汚水量（m ³ ／日）	－	0.15

種類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）	
能力		20分／個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	

使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	－	5,200以下
	化学的酸素要求量（mg／L）	－	6,000以下
	浮遊物質（mg／L）	－	500以下
	窒素含有量（mg／L）	－	1,290以下
	りん含有量（mg／L）	－	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	－	12,000以下
	大腸菌数（CFU／mL）	－	30以下
	汚水量（m ³ ／日）	－	0.15

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼鉄構造
主要寸法	35m×20m、25m×10m
能力	900m ³ ／日
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式
工事着手予定年月日	既設
工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	既設
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	26	70	8	10
	化学的酸素要求量（mg／L）	25	85	12	15
	浮遊物質 量（mg／L）	53	65	16	20
	窒素含有量（mg／L）	14	25	12	15
	りん含有量（mg／L）	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	11	25	2	2
	大腸菌数（CFU／mL）	－	－	640	800
	汚水量（m ³ ／日）	720	900	720	900

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量（mg／L）	8	10
	化学的酸素要求量（mg／L）	12	15
	浮遊物質 量（mg／L）	16	20
	窒素含有量（mg／L）	12	15
	りん含有量（mg／L）	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg／L）	2	2
	大腸菌数（CFU／mL）	640	800
排出水量（m ³ ／日）		720	900

福岡県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
那 珂	県 道	筑紫野古賀線	筑紫野市二日市中央五丁目688番 3 先から筑紫野市二日市中央六丁目567番12先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 10 月 3 日

福岡県告示第559号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称
久山町上久原土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
糟屋郡久山町大字久原1080番地 3
- 3 設立認可の年月日
平成元年 3 月14日
- 4 変更の内容
総代の定数を26名から29名に変更する。

総代の再選挙における条件を総代の数が26名に達しないときから29名に達しないときに変更する。
- 5 変更認可の年月日
令和 7 年 9 月 9 日

福岡県告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月福岡県告示第601号筑豊広域都市計画下水道事業宮田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 9 月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
宮若市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
筑豊広域都市計画下水道事業宮田公共下水道
- 3 事業施行期間
平成13年 5 月 2 日から令和13年 3 月31日まで
- 4 事業地
- 5 (1) 収用の部分

令和 2 年 7 月福岡県告示601号の事業地中宮若市宮田字杉坂地内において事業地を変更する。

令和 2 年 7 月福岡県告示601号の事業地に、宮若市大字、磯光、宮田字手打、上大隈字町屋原、鶴田字向村、本城字久木、龍徳字野入の各字の一部を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

公告

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

令和 7 年 9 月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 受験資格
特に制限はない。
- 2 試験

(1) 方法
試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
令和 7 年11月14日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区千代一丁目20番31号 福岡県千代合同庁舎801A 会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書 1 部に受験票・写真票 1 部及び受験手数料8,100円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

イ 受験票・写真票には、写真（申込前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1 枚を必ず貼付すること。

ウ 受験願書及び受験票・写真票の用紙は、工業保安課で配布する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して 140 円（1 部まで。2 部又は 3 部の場合は 180 円。）切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 受験手数料 8,100 円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

オ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）から同年 10 月 24 日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条に規定する休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）に発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話 092-643-3438）に対して行うこと。

公告

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 8 月 4 日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和 7 年 9 月 5 日に改正しました。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部水田農業振興課農地係

電話：092-643-3476

メールアドレス：suiden@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡武道館の利用料金に関する規則（令和 6 年福岡県規則第 37 号）の一部を改正したので、同条例第 41 条第 5 項の規定に基づき、次のように公示します。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡武道館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡県条例第 17 号）が令和 7 年 2 月 25 日に公布されたことに伴い、福岡武道館における駐車場に係る利用料金の減免について定めるほか、所要の規定の整備を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 2 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布の日

令和 7 年 9 月 19 日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置きます。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マイクロソフトライセンス 8,000ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社 Q T n e t
(2) 住所
福岡市中央区天神一丁目 12 番 20 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
69,704,800 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 7 月 8 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
学習者用インターネット外部回線追加機器賃貸借契約 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 7 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
(2) 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
58,291,200 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 7 年 6 月 6 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市吹上字北立石 1031 番 6、1031 番 9、1031 番 18 及び 1031 番 19 並びに字南立石 1045 番 5 の一部、1045 番 6 の一部、1045 番 7 の一部、1048 番 1 から 1048 番 6 まで、1049 番 3、1050 番、1051 番 2、1051 番 3、1051 番 6 から 1051 番 10 まで、1052 番 1 から 1052 番 6 まで、1057 番 1 及び 1057 番 4 から 1057 番 9 まで並びに干潟字下赤土 1971 番 1 から 1971 番 7 まで、1985 番 1、1985 番 4、1988 番 5、1989 番 1 及び 1989 番 5 から 1989

番7まで並びに字向赤土1970番4及び1970番39並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区元赤坂一丁目1番8号
福岡小郡特定目的会社
取締役 林 令史

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第1号の規定に基づき、令和7年9月10日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

令和7年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
23401595	福岡市東区美和台四丁目7番1号 アーク美和台201 開田 晋作	戒告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画用途地域の変更（令和7年9月1日小郡市告示第143号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和7年9月1日小郡市告示第142号）

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 工事名
新福岡県立美術館新築工事
- 工事場所
福岡市中央区大濠
- 工事概要
建築一式工事（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建て、延床面積21,900.64㎡）他の新築他工事）
- 使用する主要な資機材
コンクリート 約15,000㎡
鉄筋 約2,100t
鉄骨 約4,100t
- 工期
令和8年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和11年5月31日（木曜日）まで
- 工事の発注方式
(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。

なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3745

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が、令和7年10月6日（月曜日）現在において次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の

義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによるJVで施工すること。JVの出資割合は、下記のとおりであること。なお、各構成員は、本工事に係る他のJVの構成員となることはできない。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) 代表構成員に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、8,700㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（客観点数。以下「評点」という。）が1,190点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の

経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) 他の構成員のうち1者に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、2,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が900点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) 他の構成員のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が750点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 設計図書の配付

設計図書は、公告日から開札日までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年9月19日（金曜日）から同年10月6日（月曜日）午後3時00分までの電子入札システム稼働時間に電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又

は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に、上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年9月19日（金曜日）から同年10月6日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年12月8日（月曜日）から同月17日（水曜日）午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は、8(1)の場所に、令和7年12月8日（月曜日）から同月17日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、最終日については午前10時00分）までに提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年12月8日（月曜日）から同月16日（火曜日）午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提

出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば

、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年12月17日（水曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年12月18日（木曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年12月17日（水曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和8年1月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年10月6日（月曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(3)イの入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract :

New construction work on new Fukuoka Prefectural Museum of Art

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 6 October 2025.

- (3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

9 : 58 A. M. on 17 December 2025.

(Must be received by 10 : 00 A. M. on 17 December 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 16 December 2025 if submitted by post) .

- (4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

新福岡県立美術館新築電気設備工事

2 工事場所

福岡市中央区大濠

3 工事概要

電気設備工事一式（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建て、延床面積21,900.64㎡）を含む延床面積合計22,454.79㎡の新築他電気設備工事）

4 使用する主要な資機材

高压受変電設備	1式（美術館エリア）
高压受変電設備	1式（日本庭園エリア）
分電盤類	78面
非常用自家発電設備	1台
太陽光発電設備	1式

5 工期

令和8年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和11年5月31日（木曜日）まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

(5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。

なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応

じて請負代金を減額変更するもの。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課電気設備係（県庁行政棟7階）

電話番号092-643-3750

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

電気工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が、令和7年10月6日（月曜日）現在において次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによるJVで施工すること。JVの出資割合は、下記のとおりであること。なお、JVの各構成員は、本工事に係る他のJVの構成員となることができない。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) 代表構成員に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ8,900㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る電気工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

イ 電気工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ウ 電気工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（客観点数。以下「評点」という。）が950点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

(3) 他の構成員のうち1者に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ2,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る電気工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

イ 電気工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 電気工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が820点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(4) 他の構成員のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ1,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る電気工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20％以上の工事に限る。）を有すること。

イ 電気工事業について監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 電気工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が820点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書等は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 設計図書の配付

設計図書は、公告日から開札日までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和7年9月19日（金曜日）から同年10月6日（月曜日）午後3時00分までの電子入札システム稼働時間に電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に、上記の期間の県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年9月19日（金曜日）から同年10月6日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年12月8日（月曜日）から同月18日（木曜日）午後2時58分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は、8(1)の場所に、令和7年12月8日（月曜日）から同月18日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分

（ただし、最終日については午後3時00分）までに提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年12月8日（月曜日）から同月17日（水曜日）午後5時00分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年12月18日（木曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年12月19日（金曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年12月18日（木曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和8年1月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、電気工事について、令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年10月6日（月曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評
定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス (<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>) により提出
するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係 (県庁行政棟 7 階北棟)

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 第 4 条第 3 項及び第 6 項に規定する
契約保証金の額を、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

(2) 契約書第 35 条第 1 項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内
とすること。また、契約書第 35 条第 6 項及び第 7 項もこれに準じて割合を変更する
こと。

(3) 契約書第 55 条第 2 項に規定する違約金の額は、請負代金額の 10 分の 3 とすること
。

(4) 契約書第 10 条第 1 項第 2 号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表
構成員は 10(3)イの入札参加条件を満たす技術者 1 名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意
契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に
限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適
用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立て
については、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載し
ている。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達
手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第 48 条の 3 第 1 項各号に該当しないこ
と及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提
出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

(1) Subject of contract :

Work on new electrical facilities at new Fukuoka Prefectural Museum of Art

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for
confirmation of eligibility to participate : 3 : 00 P. M. on 6 October 2025.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

2 : 58 P. M. on 18 December 2025.

(Must be received by 3 : 00 P. M. on 18 December 2025 if submitted in
person, or by 5 : 00 P. M. on 17 December 2025 if submitted by post) .

(4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 -
8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above

department)

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

新福岡県立美術館新築機械設備工事

2 工事場所

福岡市中央区大濠

3 工事概要

機械設備工事一式（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上 4 階地下 1 階建て、延床面積 21,900.64㎡）を含む延床面積合計 22,454.79㎡の新築他機械設備工事）

4 使用する主要な資機材

モジュールチャラー	6 基
水冷ヒートポンプチャラー	1 基
空気調和機	18 基
パッケージエアコン	30 組
受水槽	1 基

5 工期

令和 8 年 2 月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和 11 年 5 月 31 日（木曜日）まで

6 工事の発注方式

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
- (2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。
- (3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」と

いう。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県建築都市部建設工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

- (4) 本工事の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

- (5) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

- (6) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。

なお、減額方式とは、4 週 8 休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4 週 8 休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するもの。

- (7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

7 電子入札に関する事項

本工事は、電子入札システムにより入札手続を行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟 7 階）

電話番号 092-643-3707

- (2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部営繕設備課機械設備係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3749

9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

管工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（令和5年12月福岡県告示第805号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して有していること。

10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年10月6日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。

カ 次の(ア)から(ウ)までに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

キ 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が3年以上あり、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2者以上5者以下の組合せによる特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）又は単体企業で施工すること。JVの出資割合は、下記のとおりであること。なお、JVの各構成員は、本工事に係る他のJVの構成員となることができず、単体企業で参加することができない。

(ア) 構成員が2者の場合 30%以上

(イ) 構成員が3者の場合 20%以上

(ウ) 構成員が4者の場合 15%以上

(エ) 構成員が5者の場合 10%以上

(2) JVの構成員に対する条件

ア 代表構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ8,900㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（以下「評点」という。）が950点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が950点以上であること。

(エ) 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

イ 他の構成員のうち 1 者に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ2,200㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までにある評点が820点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

ウ 他の構成員のうちイ以外の構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ1,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る管工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。

(イ) 管工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(ウ) 管工事について、審査基準日が令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までにある評点が820点以上であること。

ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が820点以上であること。

(3) 単体企業の参加者に対する条件

(2)のアの(ア)から(ウ)とする。

11 総合評価方式に関する事項

(1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ掲載の「別表 1：評価項目及び評価基準」）に基づき評価する。

(2) 総合評価の方法

「10 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

（算出式）

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（0～30点）

評価値＝技術評価点／入札価格

落札者の決定方法は、21による。

(3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

12 入札説明書の交付

入札説明書は、公告日から開札日まで福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8(1)に請求すること。

13 設計図面の配付

設計図面は、公告日から開札日までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、8(1)の部局より配付する。希望者は、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

14 入札参加申込みの受付

(1) 電子入札対応の場合

令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）から同年 10 月 6 日（月曜日）午後 3 時 00 分までの電子入札システム稼働時間に電子入札システムにより提出すること。ただし、持参又は郵送を必要とする書類については、8(1)の場所に、上記の期間の県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分（ただし、受付最終日については午後 3 時 00

分)までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

(2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送により、8(1)の場所に、令和7年9月19日(金曜日)から同年10月6日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分(ただし、受付最終日については午後3時00分)までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

ア 電子入札対応の場合

令和7年12月8日(月曜日)から同月18日(木曜日)午後1時28分までの電子入札システム稼働時間

イ 紙入札方式による場合

持参により提出する場合は、8(1)の場所に、令和7年12月8日(月曜日)から同月18日(木曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分(ただし、最終日については午後1時30分)までに提出すること。ただし、郵送により提出する場合は、令和7年12月8日(月曜日)から同月17日(水曜日)午後5時00分までに提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

(2) 提出場所

8(1)に同じ

(3) 提出方法

ア 入札書は、電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること(郵送は書留郵便に限る。期間内必着)。

ウ 入札執行回数は、1回とする。

16 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札の際に、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送により提出すること。

18 開札の日時及び場所

(1) 日時

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室(県庁行政棟7階)

19 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を8(1)の場所に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

イ 全ての構成員について、過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)を保険金額とするもの)を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約(請負代金額の100分の10以上(調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上)を保険金額とするも

の)を締結し、その証券を提出する場合

20 入札の無効

(1) 次の入札は、無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載のない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

ス 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札価格が予定価格と数値的判断による失格基準の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 落札候補者が1者であるとき、その者の入札価格が調査基準価格以上であれば、落札者として決定する。

ウ 落札候補者が2者以上であるとき、その全ての者の入札価格が調査基準価格以

上であれば、電子くじにより落札者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者（低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。）全てに対し、開札後の令和7年12月18日（木曜日）中に、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年12月19日（金曜日）午後5時00分までに8(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)イ又は(1)ウにより落札者が決定した場合

令和7年12月18日（木曜日）

(イ) 上記(1)ケ又は(1)コの方法で、落札者を決定した場合

令和8年1月中旬頃（予定）

イ 方法

電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による入札を行った者

に対しては、書面により通知する。

また、入札結果を落札者決定日の翌日から8(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県ホームページの入札情報サービスシステムに掲載する方法により公表する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

- (1) 入札参加申込時において、管工事について、令和7年5月1日から令和8年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年10月6日（月曜日）以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

- (2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。
- (3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス（<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>）により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額の10分の3以上とすること。

- (2) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。

- (3) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額の10分の3とすること。

- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、代表構成員は10(2)イ(i)の入札参加条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (5) 詳細は、入札説明書による。

- (6) 契約書の作成を要する。

- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject of contract :

Work on new mechanical facility at new Fukuoka Prefectural Museum of Art

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for

confirmation of eligibility to participate :

3 : 00 P. M. on 6 October 2025.

(3) Deadline for the submission of bids via electronic bidding system :

1 : 28 P. M. on 18 December 2025.

(Must be received by 1 : 30 P. M. on 18 December 2025 if submitted in person, or by 5 : 00 P. M. on 17 December 2025 if submitted by post) .

(4) Contact :

Contract Division

Departmental Affairs Division

Department of Structures and Urban Planning

Fukuoka Prefectural Government

7 - 7 Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - shi, Fukuoka - ken, Japan 812 - 8577

TEL 092 - 643 - 3707

(If you have any questions regarding bidding, please contact the above department)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年9月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
久留米市	田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770-1	令和7年8月25日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第17号

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年9月19日

福岡県公安委員会

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則（令和6年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条の改正規定のうち第2条第1項第1号に係る部分中「定める祝日」を「定める休日」に改める。

第2条及び第3条の改正規定のうち第3条の見出しに係る部分中「開館時間」を「開館時間等」に改め、同条第1項に係る部分を次のように改める。

第3条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、駐車場の利用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。

第2条及び第3条の改正規定のうち同条第2項及び第3項に係る部分中「開館時間」を「開館時間等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第273号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）について、令和7年7月8日から同年8月6日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年9月19日

福岡県公安委員会

1 規則等の題名

福岡武道館の管理、運営に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(令和 7 年福岡県公安委員会規則第17号)

2 規則等の公布の日
令和 7 年 9 月 19 日

3 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部教養課に備え置く。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2504回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2504回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1－5－5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和 7 年 10 月 1 日から
令和 7 年 10 月 21 日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和 7 年 10 月 1 日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	10 本
2 等	50,000 円	100 本
3 等	10,000 円	4,000 本
4 等	2,000 円	10,000 本
5 等	200 円	100,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2505回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2505回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1－5－5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 7 年 10 月 15 日から
令和 7 年 11 月 11 日まで

- 6 抽 せ ん 日 令和 7 年 11 月 14 日
7 当せん金支払開始日 令和 7 年 11 月 19 日
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	49 本
2 等	300,000 円	100 本
3 等	30,000 円	1,000 本
4 等	5,000 円	5,000 本
5 等	1,000 円	50,000 本
6 等	100 円	500,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2506回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
1 名 称 第2506回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
4 証 票 金 額 1 枚 200円
5 発 売 期 間 令和 7 年 10 月 20 日から
令和 7 年 11 月 18 日まで
6 抽 せ ん 日 令和 7 年 11 月 21 日
7 当せん金支払開始日 令和 7 年 11 月 27 日
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	2 本
前 後 賞	10,000,000 円	4 本
組 違 い 賞	100,000 円	88 本
2 等	1,000,000 円	45 本
3 等	10,000 円	9,000 本
4 等	1,000 円	45,000 本
5 等	200 円	450,000 本
実 り の 秋 賞	20,000 円	1,350 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2507回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2507回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組

4 証 票 金 額 1 枚 100円

5 発 売 期 間 令和7年11月12日から
令和7年12月9日まで

6 抽 せ ん 日 令和7年12月12日

7 当せん金支払開始日 令和7年12月17日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2508回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2508回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通

4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 令和7年11月26日から
令和7年12月16日まで

6 当せん金支払開始日 令和7年11月26日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	15 本
2 等	50,000 円	150 本
3 等	10,000 円	750 本
4 等	2,000 円	11,250 本
5 等	200 円	450,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2509回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2509回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1－5－5
- 3 発売総額及び通数 240,000,000円
120万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年12月3日から
令和7年12月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年12月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	12 本
2 等	50,000 円	48 本
3 等	10,000 円	4,200 本

4 等	2,000 円	4,800 本
5 等	200 円	120,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2510回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2510回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1－5－5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年12月17日から
令和8年1月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和7年12月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	1,000,000 円	25 本
2	等	50,000 円	250 本
3	等	10,000 円	10,000 本
4	等	2,000 円	25,000 本
5	等	200 円	250,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2511回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2511回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 2,000,000,000円
- 10万通 100組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和7年12月24日から
- 令和8年1月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和8年1月23日

7 当せん金支払開始日 令和8年1月28日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	150,000,000 円	1 本
前 後 賞	25,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	99 本
2 等	1,000,000 円	200 本
3 等	3,000 円	40,000 本
4 等	1,000 円	100,000 本
5 等	200 円	1,000,000 本
お 年 玉 賞	20,000 円	4,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2512回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
- 1 名 称 第2512回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組

4 証 票 金 額 1 枚 100円

5 発 売 期 間 令和 8 年 1 月 7 日から
令和 8 年 1 月 27 日まで

6 抽 せ ん 日 令和 8 年 1 月 30 日

7 当せん金支払開始日 令和 8 年 2 月 4 日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	60 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2513回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2513回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
10万通 60組

4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 令和 8 年 1 月 14 日から
令和 8 年 2 月 2 日まで

6 抽 せ ん 日 令和 8 年 2 月 5 日

7 当せん金支払開始日 令和 8 年 2 月 10 日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	59 本
2 等	1,000,000 円	120 本
3 等	10,000 円	12,000 本
4 等	1,000 円	60,000 本
5 等	200 円	600,000 本
新 春 幸 運 賞	30,000 円	2,400 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2514回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2514回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和8年1月14日から
令和8年2月3日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和8年1月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	15 本
2 等	50,000 円	60 本
3 等	10,000 円	5,250 本
4 等	2,000 円	6,000 本
5 等	200 円	150,000 本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2515回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2515回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和8年2月4日から
令和8年2月17日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和8年2月4日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	10 本
2 等	50,000 円	40 本
3 等	10,000 円	3,500 本
4 等	2,000 円	4,000 本
5 等	200 円	100,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2516回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2516回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1－5－5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和8年2月18日から
令和8年3月10日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和8年3月13日
- 7 当せん金支払開始日 令和8年3月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000 円	1 本
前 後 賞	5,000,000 円	2 本

組 違 い 賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	35 本
3 等	30,000 円	700 本
4 等	5,000 円	3,500 本
5 等	1,000 円	35,000 本
6 等	100 円	350,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2517回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和7年9月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2517回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1－5－5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和8年3月7日から
令和8年3月31日まで

- 6 抽 せ ん 日 令和 8 年 4 月 3 日
7 当せん金支払開始日 令和 8 年 4 月 8 日
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	49 本
2 等	300,000 円	100 本
3 等	10,000 円	15,000 本
4 等	1,000 円	50,000 本
5 等	200 円	500,000 本
新 生 活 応 援 賞	30,000 円	2,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第2518回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 7 年 9 月 19 日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎
1 名 称 第2518回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
4 証 票 金 額 1 枚 100円
5 発 売 期 間 令和 8 年 3 月 11 日から
令和 8 年 3 月 29 日まで
6 抽 せ ん 日 令和 8 年 4 月 3 日
7 当せん金支払開始日 令和 8 年 4 月 8 日
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	25 本
3 等	20,000 円	250 本
4 等	5,000 円	5,000 本
5 等	1,000 円	25,000 本
6 等	100 円	250,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第 4 条第 2 項において準用する同条

例第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第547号の2

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害に関し、令和 7 年 8 月 10 日から福津市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第 2 条第 1 項の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第 3 条の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎